

(基本的な考え方)

- 1, 社会福祉法人光温会（以下「光温会」という。）は、介護の現場で働く職員に対して、安全の確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、ハラスメントを防止するため、本方針を定めることとする。
- 2, 本方針におけるハラスメントとは、下記をいう。

職 場	<p>(1) パワーハラスメント</p> <p>事業所内において行われる、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的な力（又はその他の物）を使っての暴力行為、障害行為等 ② 言葉や態度によって、他の職員の尊厳や人格を傷つけたり、おとしめたりする脅迫行為、侮辱行為等 ③ 仲間外し、無視、隔離等による人間関係の切り離し等。 ④ 仕事を与えない、又は程度の極端に低い仕事を命じるなどの過小な要求等。 ⑤ 明らかに不要な仕事や、遂行不可能な仕事の強制、仕事の妨害などの過大な要求等。 <p>(2) セクシャルハラスメント</p> <p>意に沿わない性的な言動（行為）、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせなどの行為であり、下記のことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねる事、性的な内容の情報（噂）を流布する事、性的な冗談やからかい、個人的な性的体験談を話す事等） ② 性的な行動（食事やデートなどへの執拗な誘いや、待ち伏せや後をつけて話しかけるなどのストーカー行為等）
介 護 現 場	<p>利用者・家族・業者等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族・業者等へのハラスメント両方を指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体的暴力 {身体的な力（又はその他のもの）を使っての暴力行為、障害行為} 例：物を投げる、たたかれる、蹴られる等 (2) 精神的暴力（言葉や態度によって、個人の人格や尊厳を傷つけたり、おとしめたりする脅迫行為） 例：大声を出す、理不尽な要求をする等 (3) セクシャルハラスメント {意に沿わない性的な言動（行為）、故意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為}

(職場におけるハラスメント対策)

3, 法人の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、前項に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

(1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。

(2) 特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。

4, ハラスメント防止のために、年1回は本方針を徹底するなどハラスメント研修を行う。

5, ハラスメントの相談窓口を職場内に設置する。

(1) ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。

(2) ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。

(3) ハラスメントの判断や対応はハラスメント対策委員会で検討する。

(介護現場におけるハラスメント対策)

6, 職員における利用者、家族、業者等へのハラスメント及び、利用者、家族、業者等によるハラスメント防止に向けて、次の対策を行う。

(1) 下記の点をサービス利用者、家族、業者等に周知する。

① 事業所が行うサービスの範囲及び費用

② 職員に対する金品の心づけのお断り

③ サービス提供時のペットの保護（ゲージに入れる、首輪でつなぐ等）

④ サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に施設長までご連絡いただく。

⑤ 職員へのハラスメントを行わないこと。

7, 利用者・家族等から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族等に何らかの異変があった場合は、上司及び施設長に報告・相談を行う。

8, 施設長は、相談や報告のあった事例について問題点や課題を整理し、ハラスメント対策会議で検討をし、必要な対応を行う。

(職員研修)

9, 下記の事項について、入職時及び、年1階研修を行う。

① 本基本方針

② 介護サービスの内容

- ・ 契約書や重要事項説明書の利用者への説明
- ・ 介護保険制度や契約の威容を超えたサービスは異教出来ないこと
- ・ 利用者に対し説明をしたものの、十分に理解されない場合の対応
- ・ 金品などの心づけのお断り

③ 服装や身だしなみとして注意すべきこと

④ 職員個人の情報提供に関して注意すべきこと

⑤ 利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、出来るだけその出来事を客観的に記録すること

⑥ ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること

⑦ その他、利用者・家族等から理不尽な要求があった場合には、適切に断る必要があること、その

場合には速やかに報告・相談すること

(本方針の改正)

10、本方針の改正は、ハラスメント対策委員会において行う。

附則（制定）

1、この方針は令和4年4月1日から実施する。